

兵庫県立村岡高等学校 いじめ防止基本方針

2024年 4月 5日

兵庫県立村岡高等学校

1. はじめに

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止に向け日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識を持ちつつ、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するため、いじめ防止全体計画を次のように定める。

2. いじめに対する本校の方針

本校では、生命を尊ぶ精神を基本に据え、誰もが安全に、安心して生活できる学校環境を整えることに努めている。いじめについては「生命の尊厳を脅かす行為」として位置づけ、絶対に許されないものとして根絶することを目指す。

いじめを根絶するためには、生徒の自治の力と自主性を高め、自身を取り巻く課題を仲間とともに解決していく力を身につけさせることが不可欠である。これは、いじめが起こる背景に生徒が抱える心理的な要因が大きく影響するからである。具体的には、自尊感情が低いために自分自身や他者のことを大切にできなかつたり、他者との人間的なつながりを十分に感じられないために不安や孤独を感じ、他者に対して攻撃的になったりする場合が考えられる。

このため本校は、生徒に対してホームルーム活動や部活動、学校行事などへの積極的な参加を奨励し、生徒が仲間との連帯感を高め、自発性・自主性・自律性を培い、存在感や成就感を体得する指導をすすめる。これにより、個人や集団が抱える課題を自ら解決する力を生徒に身につけさせ、いじめを許さない集団に育てることを目指す。

3. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 基本的な考え方

本校では以下の項目（私たちが確かめること）について教職員・生徒・保護者の共通の認識とし、誰もが安全に・安心して生活できる環境を整えるように努める。

1. 私たちは、学校生活を送ることにおいて、いついかなる時でも平等でなければならない。
2. 私たちは、個人の性格、人柄、考え方、身体的特徴、能力、男女別などによる差別や、ひやかしや、いじめなどの行為を許してはならない。
3. どんな理由があっても、暴力を受けたり、傷つけられたり、はずかしめられることはない。
4. びくびくすることなく、いじけることなく、安心して学校生活を送る権利がある。
5. 私たちは、学校生活において、自由に何でも言える権利がある。
6. ないがしろにされたり、いじめられた時、言論で立ち向かう権利がある。
7. 立ち向かい抵抗する人を支持し、守るために仲間が立ち上がる権利がある。
8. 人権侵害の加害者の責任を問うため、効果ある救済を求めるため、生徒会や学級そして学校や親に訴える権利がある。訴えたことに対して、差別されたりいじめたりされない。
9. いじめ・暴力は、いかなる理由があっても100%加害者の責任である。

本校では「いじめは生命の尊厳を脅かす行為であり、このような行為はいかなる理由においても許されない」という共通認識のもと日頃からいじめの未然防止と早期発見に努める。

また、いじめ事案発生時においても、被害生徒に対してはその人権と尊厳を守り、また加害生徒に対しては自分の行動とその背景となった自身の課題について理解し解決できるように、対話を重視した指導を徹底する。その際、「生徒は一人一人がかげがえのない存在として大切にされること」を中心課題に置く。そして、いじめを認知した場合は、一部の教員のみが抱え込むのではなく教職員全体がチームとして対応し、適切かつ速やかな解決をはかる。

(2) 入学時の指導

- 1 入学時校内オリエンテーションにおいて前述の「私たちが確かめあうこと」を確認し、これまでの自身の経験について考えさせる。また作文指導を行い、過去の経験や心情を書かせ、高校生として新たなスタートが切れるよう気持ちを整理させる。
- 2 新入生の出身中学校と情報交換を行う。
- 3 必要に応じて合格者対象説明会にて、教育相談委員会による個別相談を実施する。

(3) 日常の指導

1 指導体制

いじめに対しては予防と早期対応が有効であるという認識の下、担任をはじめとする全教職員で指導にあたりると同時に、地域社会や外部の専門機関とも連携して的確で実効的な対応をするため、校内組織と関係機関について別紙のとおり定める。

資料1 校内指導体制及び関係機関

2 指導計画

学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、指導方針と指導方法および年間計画を別紙のとおり定める。

資料2 指導計画

資料3 いじめ実態アンケート

資料4 チェックリスト

(4) いじめ事案発生時の対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、別紙の対応にのっとり、いじめの事実確認から情報の収集・記録・共有、さらに加害生徒への指導までを含め、迅速で適切な解決に向けて組織的に対応する。

資料5 いじめ発生時の組織的対応

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、学校が判断する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に努める。

5. その他の留意事項

いじめ防止等については、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

いじめ実態アンケート

()年()組()番/名前()

このアンケートは安心・安全な学校生活を実現するために行うものです。ご協力をお願いします。

1. 【全員回答】2月～4月の期間で、下記のことがらに当てはまるものには○、あてはまらないものには×で答えてください。(新入生は入学～4月)

| | 内 容 | ○・× |
|---|-----------------------------|-----|
| 1 | からかわれた。悪口やいやなことを言われた。 | |
| 2 | 仲間外れや、みんなから知らん顔された。 | |
| 3 | 軽くぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。 | |
| 4 | お金や物をむりやり取られた。 | |
| 5 | 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたりした。 | |
| 6 | いやなことをさせられた。 | |
| 7 | パソコンやスマホで嫌なことを書かれたり、されたりした。 | |
| 8 | その他、「いやだ」と思うようなことをされた。 | |

2. 【1.で○をつけた人のみ回答】困ったことは今も続いていますか。

①続いている() ②続いていない()

3. 【全員回答】いやなことを言われたりされたり、困ったり、悩んだりしている人が周りにいますか。

4 いる() ②いない()

4. 【全員回答】2月～4月の期間で、体罰を受けたことがありますか。(新入生は入学～4月)

①ある() [内容 _____]
②ない()

5. 気になることがあれば書いてください。